

障害者総合福祉法（仮称）の検討に関連する調査について

1. 基本的な考え方

- 今回の全国在宅障害児・者実態調査（仮称）は、全国から無作為に抽出された調査地区に居住する全世帯員を対象とする調査において把握される在宅の障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）を客体として行うものとする。
- 今回の実態調査において対象とならない施設入所者及び入院患者の調査の実施については、関係団体その他の関係者間で調査内容や実施方法等について議論いただき、その結果を踏まえて検討する。

2. これまでに指摘のあった事項についての考え方

①「制度の狭間・谷間」にある者

調査対象者の範囲及び調査内容等について検討した上で、今回の実態調査により調査する。

②発達障害・高次脳機能障害のある者

今回の実態調査の対象に含まれるが、障害があることについて確定診断を受けていない、又はこれらの障害があると本人や家族が認識していない場合が少なからず存在すると見込まれることに留意が必要である。

③難病患者・慢性疾患患者

今回の実態調査の対象に含まれるが、難病患者・慢性疾患患者に着目した有意な分析を行うに足るサンプル数を得ることがはできるかどうかという課題があることから、別途、障害者総合福祉推進事業において調査を公募し、選定中である。

④施設入所待機者

今回の実態調査の対象に含まれる。

⑤地域移行者（退所・退院者）

施設退所者の数や利用している日中活動サービスの内容等について、入所者の地域生活への移行状況調査（直近でH21に実施、厚生労働省）を行っている。また、今回の実態調査の対象にも含まれる

⑥施設入所者・入院患者

関係団体その他の関係者間で調査内容や実施方法等について議論いただき、その結果を踏まえて検討する。

⑦NICU等長期入院の重症児

NICU等に長期入院する重症児の状況について、長期入院児の約8割が超重症児（重症児スコア25以上）であり、約半数が退院の見通しが無いという厚生労働科学研究による調査結果がある。

※刑務所等入所者、ホームレス、ひきこもりにある者については、それぞれの分野において先行調査の結果があり、また各分野の施策が推進されることが重要である。